

令和5年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和5年10月25日

上三川町監査委員 舘野 治 信

上三川町監査委員 田村 稔

## 定例監査の結果について

### 1 監査期日

令和5年10月6日（金）・10日（火）

### 2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

### 3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

### 4 監査結果

#### (1) 総評（全体）【指摘事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

#### 【指導事項】

- 公有財産の管理において管理体制の不備による法令違反が見られた。期限が設定されているものに関して物理的・人為的な管理を見直し、再発防止にむけた管理体制を構築されたい。職員が安全に安心して使用できるよう法令に則し

た適正な管理に努められたい。

【総務課】

- 職員の時間外勤務状況について、前年度に引き続き一部の部署において時間外勤務の慢性化や、特定担当者への長時間の時間外勤務にかかる負荷が懸念される状況が見受けられた。職員の健康管理の面からも問題があるため、業務工程を見直すなど時間外勤務の軽減に努められ、各課の管理職員は時間外勤務を命ずる際、十分配慮されたい。

また、総務課においては時間外勤務が多く発生している部署に対して負荷軽減策を講じられ、職場環境の改善を図られたい。上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び規則に基づき適正な勤務となるよう時間外勤務管理に努められたい。

【総務課及び関係課】

## (2) 個別事項

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

### 【検討事項（意見を含む。）】

- 年度途中で職員に欠員が生じた部署において、円滑な事務事業を維持できるよう各部署の職員数等を勘案し、正規職員の当該年度中の配置に関して検討され、労働環境の改善を図られたい。

【総務課】